

平成28年第2回臨時会

○議長 宮城清政君 ただいまより、平成28年第2回南風原町議会臨時会を開会いたします。

○議長 宮城清政君 ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開会（午前10時05分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって2番 新垣由雄議員、7番 浦崎みゆき議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長 宮城清政君 日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3．意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書

日程第4．決議第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議

○議長 宮城清政君 日程第3．意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書及び日程第4．決議第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議についてを一括議題といたします。まず、本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。10番 大城 毅議員。暫時休憩します。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時08分）

○議長 宮城清政君 再開します。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書についてまずご提案の理由を申し上げます。では、提案理由の説明に先立ちまして、卑劣で残

忍な犯行の犠牲となられた被害者に深い哀悼の意を表します。同様な事件が繰り返され、その都度、幾度となく抗議決議、意見書を採択し関係機関に送付してきたいにもかかわらず、またしても繰り返される事態となっていることに関し、意見書・決議を採択した議会の一員として腹の底からの怒りと申し訳なさを表明するものであります。関係機関の責任を明確にする必要を痛感するものであります。容疑者は、逮捕後、性的暴行を加え刃物で刺して殺害し遺棄した旨の供述をしていると公表されています。本当に卑劣で残忍な犯行です。容疑者は、お隣の与那原町に住所を持っています。米軍基地のある自治体ではありません。また、ターゲットを探して何時間か車を走行していたとの供述もあると報道されています。それは、被害者が本町の住民であったかも知れないということでもあります。今、基地あるがゆえの犯罪は基地をなくすことでしか根絶できないとの思いを強くするものであります。もはや基地の整理縮小ではなく、全基地撤去を求める声も強まりつつあります。米軍基地関係者と県民の犯罪率とを比較をする向きもありますが、県民が米国人を暴行したということはほとんど聞きません。少なくとも米軍関係者が最初からいなければ、軍関係者による犯罪は起こらないのであります。日本政府からは、サミットやオバマ大統領の広島訪問、県議選、参議院選を念頭に置いたものか、タイミングとしては最悪との話があったという報道もありました。では、最悪ではないもしくは最善のタイミングの死体遺棄事件というものがあつたら示して欲しいと思います。申し上げましたように、関係機関からは綱紀肅正、再発防止が呪文のように唱えられますが、まさに空文句になっているのが実態であります。今や指定暴力団ですら末端の構成員の不法行為について使用者責任でトップまで責任を追及される世の中なのに、責任ある立場の者を含め誰も責任を取らない事態が放置されています。再発防止を誓った責任者は、相応のペナルティを課せられるべきではないでしょうか。しかし、それでも失われた命は戻っては来ません。深い悲しみと満身の怒りを込めて議会運営委員会を代表して、米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議及び意見書を提案いたします。

まず、意見書第3号を読み上げて提案いたします。平成28年5月24日 南風原町議長 宮城清政殿。提出者 南風原町議会議員 大城 毅、賛成者 南風原町議会議員 照屋仁士、赤嶺奈津江、浦崎みゆき、玉城 勇、金城好春、大城真孝。米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書 上記の意見書を別紙のとおり、南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書 平成28年4月28日から行方不明になっていた、うるま市在住の20歳女性が、5月19日恩納村の雑木林で遺体となって発見された。県警は同日、死体遺棄の容疑で嘉手納基地で働く元海兵隊員で米軍属の男を緊急逮捕した。その後、容疑者は暴行や殺害についても供述しているという報道があった。今回の事件は、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪うという極めて残虐で凶悪な事件であり、親族や友人、関係者、県民に大きな衝撃と不安を与えるとともに深い悲しみと激しい怒りの声広がっている。沖縄県民は、戦後70年を経た今もなお、基地あるがゆえに多くの犠牲と過重

な負担を強いられており、今年3月にも米軍人による女性暴行事件が那覇市で発生したばかりである。南風原町議会は、米軍人・軍属等による事件・事故等が発生するたびに、日米両政府に対して再発防止策と綱紀粛正を訴えてきたにもかかわらず、またしても県民が犠牲となる凶悪事件が発生したことは断じて許せるものではなく、激しい憤りを覚える。日米両政府は、こうした凶悪な事件が、戦後70年余も幾度となく繰り返されている事態を重く受け止め、これ以上の沖縄県民の犠牲を断ち切るべく、実効性のある抜本的な対策を講じるべきである。よって、南風原町議会は、町民並びに県民の人権、生命、財産を守る立場から、今回の米軍属による女性死体遺棄事件に関し、渾身の怒りを込めて厳重に抗議するとともに、下記の事項を早急に実現されるよう強く要請する。記 1. 日米両政府は、米軍人・軍属等の綱紀粛正と人権教育を徹底的に図るとともに、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ公表すること。2. 遺族への謝罪並びに完全な補償を行うこと。3. 日米地位協定に規定されている米軍属の管理体制と責任の所在を明らかにすること。4. 基地の整理・縮小を含めた日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成28（2016）年5月24日。沖縄県島尻郡南風原町議会。あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄特命全権大臣、沖縄防衛局長。

次に、決議第3号ですけれども、これも同じ提出者、賛成者でございます。タイトルだけを申し上げたいと思います。米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議。文章は、先ほどの意見書と全く同じであります。記述も同じでありますので、あて先のみ申し上げます。あて先 米国大統領、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。以上でございます。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております意見書第3号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって意見書第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第3号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから意見書第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する意見書を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 次に、ただいま議題となっております決議第3号につきまして、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって決議第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから決議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから決議第3号 米軍属による女性死体遺棄事件に関する抗議決議を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 宮城清政君 これから議案の上程に入ります。

日程第5. 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第5. 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成28年4月1日より施行、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成28年6月1日に施行されることに伴い、南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本改正条例は、2条立てとなっております。第1条が保育士の特例を設けるもの、第2条は避難設備の改正についてであります。この第1条、第2条とも施行年月日が違うことから2条立てとして今回提案しております。第1条につきましては、施行日が本年4月1日になります。2条については、6月1日。その4月1日適用となっておりますかのぼっての説明となりますが、改正省令の官報の掲載が2月にごさいました。それから、2条分の改正に関する部分についての官報も同じ2月の1日違いで掲載されておりまして、私どもがこの保育士の特例を設ける部分の確認が漏れており本日の提案となってしまいましたこととお詫び申し上げます。ただ、その改正部分に関する本町の保育所等への影響は全くございませんことをご報告いたします。

それでは、まず条例を読み上げて説明いたします。議員の皆様におかれましては、新旧対照表をご覧ください。第1条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた

者をいい、第29条第3項もしくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

第2条 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。第28条第7号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

第43条第8号イの表中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する」を削り、「付室」の次に「(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」を加え、「第2号、」を削り、「第3号」の次に「第4号」を加え、「第9号」を「第10号」に改める。

附則 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

内容を説明いたしますので、資料をご覧ください。まず、第1条についてです。先ほど申し上げましたように、保育士の特例を設けるものでございまして、改正の趣旨といたしましては、保育における労働力需要に対応するよう保育の質を落とさずに保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育士の担い手の裾野を広げるとともに保育士の勤務環境の改善、就労継続支援につなげる必要があることから、保育所並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置について特例的な運用が可能とされたことにより、本町の条例も同様の改正を行うものであります。

概要といたしましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、これは平成26年厚生労働省令第61号ですが、その基準が改正されまして、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置について当分の間、以下の特例を設けることとされたことによるものです。

1点目です。保育士の配置に係る特例。朝・夕などの児童が少人数となる時間帯において、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となった場合に、あと1人については保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができるものです。これは保育する数が1名ですが、必ずもう1人先生がいなければいけません。そのもう1人については、保育士でなければいけなかったのですが、ここの基準を柔軟化と言います

か緩和して、この1人については町長が認める者でよいとなりました。

2点目です。幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例。これは、幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようになりました。それから、保育に従事したことの無い幼稚園教諭等に対しましては、子育て支援員研修など必要な研修の受講を促すこととされております。

3点目です。保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例です。これは、保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等によって認可の際に必要なとなる保育士の数に加えて更に保育士を確保しなければならない場合、その追加的な保育士については保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができることとなっております。この②と③の特例を適用する場合であっても、保育士の資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上は必ず置かなければならないと規定されています。

次に、第2条についてでございます。建築基準法施行令の特別避難階段の構造が改正されました。そのことによりまして保育所等の避難階段の規定についても所要の改正が行われていることから、本町条例についても改正するものであります。〔概要〕でございます。建築基準法施行令第123条第3項各号には特別避難階段に関する構造上の規定が示されています。具体的には、階段室、バルコニー及び付室は耐火構造の壁で囲むこと、あるいは天井及び壁は不燃材料で仕上げること、予備電源を有する照明設備を設けることなどが明記されております。今回の改正によりまして、屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることが新たに加えられましたので、本町の条例も改正するものであります。改正に伴いまして、小規模保育事業A型と事業所内保育事業を行う事業所が施設整備を行う場合、4階以上の階における避難階段について、屋内と階段室とを付室を通じて連絡する場合においては、付室又は階段の構造は火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして一定の構造方法を用いるもの、又は認定を受けたものとなります。以上が、議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。3番 大城 勝議員。

○3番 大城 勝君 議案第32号資料の〔概要〕②に幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例とあります。これは特例として保育士とみなされるに期限があるのか。当分の間という条項があるのですけれども、当分の間を過ぎるとどうなるのか。

それからもう1つは、同②の子育て支援員研修等はどういった内容なのか。受講日数などご存知でしたらお聞かせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目の当分の間という部分でございますが、国の見解としましては、女性の就業率の上昇等によって保育の受け皿拡大が急速に進んでいる間を指すと。待機児童を解消するその受け皿特例が一段落するまでの間となっております。

2点目の研修については、課長から説明いたします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 研修は、現在のところ県が主催して、各市町村の保育従事者、資格を得るための方々が参加しております。当町からも平成26年度も平成27年度もそれぞれ研修に行っておりますが、一番最近の研修であれば今年2月13日、主に土日を使って研修が行われます。そこで午前9時半から午後5時まで5日間、1カ月間をかけて研修して日程が修了することになります。平成27年度におきましては、本町から8人、平成26年度におきましては本町から18の方が受講しております。以上です。

○議長 宮城清政君 3番 大城 勝議員。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。他に質疑ありませんか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 私も当分の間というのが気になっていたのですけれども、先ほどの説明だと保育の受け皿が広がって良くなるということなのかな、要するに待機児童がなくなると聞こえたのですけれども、それに向かって各自治体ががんばっているわけですが果たしてその時期が来るのかとても疑問があるのですね。いつまでもこれは続くのではないかと思うのですが、ただ、保育士と同等というか学習・経験を積んでいけばいいとなっていて、②でも必要な研修の受講を「促す」であって、必ずやらなければならないということではないわけです。これまでも平成27年に18名、28年にも18名を予定していて、それなりに効果を上げているように見えるわけですがけれども、条例では「促すことができる」というのはちょっと弱くないか。受けなければならないと強く規定してはどうかとも思いま

す。それから、③には認可の際に必要な保育士に加えてですから、必要となる保育士は確保されているわけですね。その他に追加的な保育についてという、ここはどのような状況なのか説明をお願いしますか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ただいまの特例3点目についてですが、認可を受ける際には、保育所の8時間という開所時間の基準がまずありまして、定員に対してどれだけの保育士という数で認可を受けます。しかし、実際には早朝の時間帯あるいは午後5時以降7時までという朝の早い時間帯や夕方の遅い時間帯にも保育士を配置しなければいけない部分がございます。ですから、どうしても保育所としては認可の基準以上の保育士がいなければ実際の運営ができない状況がございます。早朝での保育士の確保、夕方以降の保育士の確保、この保育士の数が足りない今の状況下に、これが全員保育士であると大変厳しい。この追加する部分の保育士については、町長が認めた方でいいですよという特例でございます。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 言っている意味は分かるのですが、構造的なことであるのであれば、例えば8時間の分は認可を得るために保育士を何名確保したと、その他にも早い時間帯、遅い時間帯に補助的な人が必要であろうということで、それが例えば週に1回とか少ない日数であればそういうことも必要でしょうけれども、構造的にそういうことが見通せるのであればそれも含めて園の職員として確保するということが普通ではないでしょうか。それとも、保育士の例えば休みなどのローテーション関係でそういう保育士も必要かとも思ったのですが、8時間を超えてということが毎日起きるのであれば、前もってきちんと確保するべきではないかと思うのですがどうですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員の質問にありますように、保育所の中には短時間勤務の保育士もおおり、要するにシフトを組むわけですね。その各時点に基準を満たす保育士がいなければなりません。その基準を満たす保育士とは全員が保育士でなければいけなかったのですが、1人こういう人でいいですよという、そして議員おっしゃいますようにこの部分は保育士以外の人も入って皆でやることによって保育士の勤務環境の改善につなげて、保育士が仕事を続けやすくなる就労継続の支援にもなるということでこういう特例を設けているものです。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 よく分かります。保育士の担い手の裾野を広げるとかいろいろありますので、そのなかで体験をさせて保育士の資格を取るということもあるのでしょうか。けれども、ただ、保育の質が落ちるのではないかとと言われて全国的に心配されています。そのへんがないようにぜひやってもらいたい。待機児童解消のために保育所がどんどん多くなったり保育士が足りないということで経験者を利用したりといろいろありますが、今から担い手を増やしていくという分にはこの条例も分からないわけではないのです。ただ、質が落ちないようにぜひやって欲しいと要望して終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 第2条についてお伺いします。概要の中に防火についてありますが、これは小規模保育事業A型、事業所内保育事業という企業の保育について防火を求めています。防火扉とかそれに準ずるものなのか。その説明をする場合に、工事費の助成も発生しているのかどうか。それについてお答えをお願いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、整備費についてですが、施設整備をする場合において基準額の範囲内で、施設整備トータルの範囲内となってきます。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時46分）

○議長 宮城清政君 再開します。こども課長。

○こども課長 前城 充君 ただいまの設備の件でございますが、イメージしているのは南風原町役場の階段です。それもやはり火災が生じたときには煙が入らないように封じることができるということで、今回のこの条文の中には説明概要にもありますように耐火構造の壁で囲むことや天井・壁は不燃材で仕上げることに他に階段下も一つの箱になりますから、火災が起こった部屋から煙が入り込まないようにちゃんとしてくださいねという趣旨のものでございます。ですから、防火扉など全部含めて、煙が入らないような構造にしてくださいという趣旨の内容になっています。

保育所を建設する場合も、厚労省が示した建物の基準が表になってありますので、そこ

に関してその定員によって限度額が決められていますのでそれに則って補助は払われることとなります。

○議長 宮城清政君 13番 玉城 勇議員。

○13番 玉城 勇君 今回の改正によって、既存の施設はどうなるのか。これに基づいて追加で設備しなさいということになるのか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 今回の改正の部分に関しましては、4階以上の建築物となっております。町内ではそういう保育所設備はございません。対象となる施設が今のところはないということで、今後、4階建ての保育所等ができた場合、きちんとこういう建築基準法と合致した設備を整えて造りなさいということになります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 大変分かりづらい文章になっています。別に配られている資料ですが、改正の趣旨のところの特例的運用が可能とされたことによるものだという事ですので、可能とされているわけですから必ずしなさいというわけではないのですよね。することができる、できるようになった、ということなのです。それは南風原町でもそれをしなければならない、する必要に迫られているということなのかどうか。文言を見れば、その省令が出たことによって改正しなければならないということではなくて、可能とされたということなのだから、必ずしなければならない義務ではないと読み取るわけけれども、南風原町でもそうしなければならない事情があるのかどうかまずお聞きします。

それから、先ほどの③の追加的な保育士について町長が認める者にすることができるということですが、これについての費用が出てくるのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目についてでございます。市町村が条例を定めるに当たっては、省令等、国の政令等に従うべき基準か不賛成とすべき基準かでございます。今あります保育士の特例の部分に関しましては、従うべき基準となります。この従うべき基準というものは、国が定めた基準を上回ることは可能ですが下回ることはできないことになっております。国が特例を設けておりますので、そういう特例を町も設けて、この基準に従ってやっていくということになります。

2点目については、配置される保育士等、当然、運営費の中で全部支給されることになります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 参酌ですか斟酌ですか、されるというのではなくて、やらなければならないのだということですが、基準として国は緩めたわけですよ。ここまでの高さが正規の保育所だとすれば、保育士ではない町長が認めた範囲のみなし保育士でもいいですよと言っている部分についてそうしてもいいと決めたわけだけれども、それよりも下回ってはいけないのだから、上回るのはいいいわけですから、南風原町は条例を変えず現行条例のほうが下回らないじゃないですか。国が下にしたから、南風原も下にしたのだから、国より下回ってはいませんという理屈にはなるのだけれども、南風原町は下回りませんということでもできるとしたことが、可能にしたという文言ではないのですか。私はそのように見ます。

そして、これは小規模保育所にかかわることですよ。一般の、これまでの認可保育所とは違う、60名とか90名とかいらっしゃる保育所とは違いますよね。そこに適用の話ではなく小規模保育所ということですね。下回ってはいけないというのだから、これまでどおりであれば下回ることはないわけですから、ここを変える必要があるのかということでもまだ理解できません。

それから、費用はそれに対して町として発生するということですけども、これもやはり保育士で充てる場合と、保育士とみなすことのできる者に充てる場合とでは費用は違うわけでしょう。これを適用してみなし保育士を活用した場合には、町の負担もそれだけ減るということになると思うのですが、1つには実態に沿うのかどうかということと、現実にそういう実態があるのかどうか。南風原町内の小規模保育所で追加的な保育士というものを今置いていて、それをみなし保育士に代えたいと、代えなければならないという実態があるのかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答弁いたします。本町の条例は、地域型保育事業に関する部分の改正であります。これは市町村が認可でありますので、われわれの条例で改正です。通常の法人の認可保育園に関しまして認可は県でありますので、県の条例がこのような特例を設けるということで改正されております。そのようになっております。

それから、そもそも基準を下げる必要はないのではないかとございますが、理想としましては当然われわれも全部保育士が当たったほうがいいということもございます。しかしながら現状では、保育士の確保に相当苦慮しておりますので、やはりこういう特例を設け

ておくことで現在いる保育士のシフトも組みやすくなってきますし、保育士が働きやすくなる環境が整っていくことが想定されますので、この特例は特例として改正すべきだと判断しております。

それから、事業所内保育を町が認可しているサマリヤ人保育所では、現在のところ全員保育士の資格を持った方であります。町内の法人保育園に関しましては、この特例に該当する職員を置いている情報は今のところございません。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 保育士を確保しづらい状況があるから、みなし保育士で対応していくということをやっているのであれば、ますます保育士になる必要はなくなるわけです。保育士は要らないのだなと、みなし保育士になればその仕事ができるのだからということになって、むしろ保育士になりたいという人たちの意欲を削ぐものになるのではないかと。南風原町の議論ではなくて、全国的にそういう省令が出てそういった方向でやるということであればそこの話になるのかも知れませんが、逆行ではないか、私の理解が間違いであれば指摘していただきたいのですがそう思います。

それから、これはまだ聞いていませんでしたが、設備のところでは、4階以上に保育施設等が設置される場合とのことでこれも小規模保育の話ですから、例えば最近マンションがたくさん出来てきていますが、そのマンションの一室を活用して小規模保育所を設けることが想定されるのですけれども、そういった場合などに避難階段とか防火設備がこうでなければならぬといった理解なのか。これから長い目で見ていけばそういうことが想定されるのではないかと思うものですからお伺いしたいと思います。

それから、先ほどの保育士がいないからみなしの保育士で対応することが保育士の活用にはむしろ逆効果だと、これは認識の違いですから確かめるものではありませんが、確かめたかったのは保育士が足りないからみなし保育士でシフトを組みやすくしようということなのですね、ということです。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目ですが、マンション等で小規模保育事業所をやる場合ということで、当然、やろうとしている小規模保育事業所の建物の構造がこの建築基準に合致したものでなければ認可を得られないこととなります。

それから避難設備の改正については、小規模保育事業のみではございません。建築基準法の改正によって保育所の避難階段の構造の改正となっておりますので、建築基準法の中で保育所の避難階段についてでございます。

それからもう1点でございますが、やみくもと申しますか保育士の資格を持っていな

いが町長が認めた者をどんどん充ててという、そういう考えは全くございません。やはり、保育所において保育士がしっかり継続して仕事をできる、集中して保育に当たれる、そういう環境を作るのも大変重要だと思います。シフトを組む場面、場面では、しっかり研修を受けて保育士と同等とみなされる方が入って保育所を運営していく、そのようにして保育所の運営につなげていくと判断しておりますので、われわれとしては今回の条例の提案となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 少しお聞かせください。1点目は、せつかく待機児童解消のためにこういう制度を作ろうとしています。そこで、町内に希望される方がおられるのかどうか。それからもしいかなかったら、これからどのようなかたちで推進していくのか聞かせてもらえますか。

2点目に、国の補助金について確認します。設備あるいは建物改築などに対して補助が出ると答弁されていましたが、それが事実なのかどうか。もし国の補助金があるとするれば、これから皆さんは認可保育園を推進していくということに取り組んでいると思いますが、小規模保育所の経営がかなり厳しい。もし国の補助金、町の補助金が整備のために使われて、途中で保育所を辞めたということになり兼ねない、そういうことがないかどうか。小規模は、園児の数が少ないと経営がかなり厳しいと聞いています。経営が厳しいとなれば、当然途中で白旗を挙げて辞めたということになり兼ねない、そういうことは心配はしない方がいいのかどうか聞かせてください。以上、2点について聞かせてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず1点目です。今回の条例改正に係る部分に関しましては、地域型保育事業の中の小規模保育事業所A型、定員20人以上に限るという部分と、それから事業所内保育事業所なのですが、保育所型事業所内保育事業所となります。こちらも定員20人以上でございまして、現時点、南風原町にはございません。そして、今のところ手を挙げているところもございません。

それから、小規模保育事業所の運営についてですが、われわれの耳には経営が厳しいという声は入っておりません。きちんと事業の運営費については公定価格でもって算定された額を毎月、園にお支払いします。そういった部分で、現時点では運営はできているのではないかと判断しています。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私の耳に入ったのは、人数が少ないと、職員を採用して人件費を払って、そして銀行から借入れをして保育所を作っていくということではかなり厳しいという話は聞いています。ところで、町はそういう小規模保育所はどちらを推進していくのか。認可保育園、60名保育であるとか90名保育であるとか、待機児童解消のための保育所の整備はそういったものも含めて制度としてあるでしょう。先に言ったように、途中で投げ出さないかと心配であります。町はどちらを推進していくのか。認可保育園60名、90名、120名、それぞれ年々園の数や規模が増えてきています。そういった面でも経営が心配なのでどうかと思っています。ですから、町としてはこれも推進するのか。来たら受け付けるぐらいのものなのか。町として認可保育園の整備を力を入れていくのか。どういう方向を持っているのか教えてください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。待機児童の解消に向けて町としては両方に力を入れております。小規模保育事業については、0歳から2歳までが対象でございます。一番、待機児童が多い年齢になります。ですから、やはり地域全体のニーズを見ながら、一番待機児童の多い0から2歳児の部分の解決に向けては小規模保育事業も有効な保育園だと認識しております。ただ、これを全体的に見ますと当然60名定員、90名定員の認可保育園は必要です。町全体の待機児童解消に向けてはその両方を組み合わせて、子ども・子育て支援計画に沿って施設整備を進めてまいります。

それから、小規模保育事業所の運営に関してですが、これは認可を受けた小規模保育事業所ですのできちんとその保育所の運営費に関しては町からしっかり支払われていくことになります。以上です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第32号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第32号について討論に入ります。討論はありませんか。10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、議題となっている条例の改正については、私はその中心的なものには保育士の確保の困難さを理由として保育士ではない保育士の資格を持たない、それな

りの条件を付けて保育士とみなされる者にその業務の一部を充てるということであり、それがこの条例の第1条になっているかと思えます。当面の対策ということでやっているのかも知れませんが、本来、保育士が誇りを持って保育士として働ける状況を整備するのが本筋であって、そこはやっていないとは言いませんけれどもそれよりも先に保育士に代わるものに仕事を担わせていくことにつながるものである。これではますます保育士にならなければならないという思いは弱まるものであって、むしろ保育士不足の解決にはならないと考えます。また、この説明によりますと、この運用はこれが可能となったのだという説明であります。それでもやらなければならない基準だという説明がありましたけれども、表現上そうなのであればそれをやるべきではないかと思えますので、今回の改正には保育の質の確保という観点からも反対をするものであります。以上であります。

○議長 宮城清政君 他に討論はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第32号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 宮城清政君 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。休憩します。

休憩 (午前11時13分)

再開 (午前11時22分)

○議長 宮城清政君 再開します。

日程第6. 議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第1号)

○議長 宮城清政君 日程第6. 議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算(第1号) 平成28年度南風原町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,568万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億6,458万1,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等においては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第1号）について、補足して概要を説明いたします。まず、2ページの第1表歳入歳出予算について説明します。今回の補正は、保育所等整備事業及び沖縄振興特別推進交付金事業の交付決定が得られた事業を早期に実施するため補正の必要が生じたので、歳入歳出をそれぞれ1億9,568万1,000円増額し、補正後の一般会計予算額は134億6,458万1,000円となります。

それでは、補正増額1億9,568万1,000円の内容について、歳入から説明いたします。6ページをお願いします。13款2項1目。民生費国庫補助金1億6,642万2,000円増は、保育所等整備交付金で当初予算に計上していた新設1園の補助対象経費増による変更分1,317万3,000円と新設1園の追加分1億3,168万1,000円、なのはな保育園増築分2,156万8,000円の計上で、補助率は4分の3となります。国からの内示が6月上旬を予定しており、内示後早期に事業着手するための計上であります。

7ページ。14款2項1目。総務費県補助金121万6,000円増は、4月1日に交付決定された沖縄振興特別推進交付金事業で、新規のため当初予算に計上しておりませんでした1事業分の計上となっております。2目。民生費県補助金2,080万3,000円増は、6ページで説明しました保育所等整備に係る町負担分への県補助で補助率は4分の3となっております。

続きまして8ページ。17款1項1目。財政調整基金繰入金724万円増は、1号補正歳入歳出の調整により、基金からの取崩しを行うことによるものです。なお、補正後の同基金残高は1億9,346万7,000円となっております。

引き続き、歳出について説明いたします。9ページをお願いします。3款2項2目。保育所運営事業1多く9,416万円増は、6ページ及び7ページで説明した保育所等整備について園への補助金計上となっております。

10ページ。10款4項1目。幼稚園費152万1,000円増は、沖縄振興特別推進交付金事業の新規事業で、子どもの体力・運動能力が低下していることから、町立4幼稚園において専門家による月4回の体育指導を行うための幼稚園体育活動充実支援委託料の計上によるものです。以上が議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第1号）の概要説明です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 私のほうからも追加して概要説明をさせていただきたいと思っております。保育所等整備事業についてであります。3月定例でも仮の名称でございますが、山川保育園、照屋保育園、第2南風原保育園ということで、本年度3つの保育園新設という

ことで報告しておりました。山川保育園については当初予算で計上しておりましたので、残り2園の分について見通しがつき次第、補正で計上しますと報告しておりました。そのように準備を進めておりました。この3園とも国との協議も進めておりました。ところが、直近になりまして第2南風原保育園が地権者との土地賃貸借の折り合いがつかなくなりまして、一旦申請を取り下げるということで、5月18日付けで社会福祉法人から取下げ願いが出ております。それを受けて国へもこの1件分については協議を取り下げしております。そのようなことから今回の補正の内容につきましては、山川保育園の単価増の増額と新設保育園については照屋保育園の新設となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 1点だけお伺いしたい。子どもの体力・運動能力低下についてですけれども、説明では全国体力・運動能力等調査において沖縄県の児童生徒は低い傾向にあるから4幼稚園において月4回専門家による体育指導云々と書いています。たぶんそのことだと思いますけれども、幼稚園体育活動充実支援の計上ということ。幼稚園の子どもたちが運動不足ということがあるのかと非常に疑問なのですね。小学校・中学校の児童生徒が運動不足というのなら分からないでもないのですが、幼稚園の子どもたちが園内を走り回っていてこれで運動不足なのかと思うのです。それで、ここではその運動に親しみやすくすることを教える一括交付金の事業説明では書いてあるのですけれども、幼稚園児に教える指導員なのか、幼稚園の先生方に教える指導員なのか、どうなのか。1つは幼稚園児が本当に運動不足なのかどうかということ、もう1つは子どもたちが対象なのか先生方なのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えします。全国の体力・運動能力調査におきまして、南風原町ではないのですが沖縄県全体で小学校5年生男女、中学2年生男女においてかなり低い成績となっていることから、幼稚園児が低いということではありませんが、幼少期から体を動かすこと、運動することの楽しさを覚えさせることを念頭に置いての事業となっております。また、週1回の幼稚園園児への授業となっておりますが、専門家が子どもたちを指導することから、先生方もそれを見て学ぶことができると思いますので、両方が専門のインストラクターから学ぶことができる事業と考えております。

○議長 宮城清政君 11番 宮城寛諄議員。

○11番 宮城寛諄議員 説明は分かりました。小学5年生、6年生が悪いのであれば、小学1年生から指導するような、そういう指導者を入れてはどうかと思うのです。幼稚園児で動くことが嫌いな子はいないと僕は思うのですけれども、じっとさせるほうが大変であってね。どうして小学校からやるようなことはしないのかと思いますが、そのへんはいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 確かに子どもたち、幼稚園児は動くことが好きですが、プロの、専門的知識を持った方から正しい動き方、走り方を小さいころから早め早めで対応していること導入する事業となっております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 保育園について聞かせてください。国の補助金決定が6月にしか来ないということであるようですが、保育園は年度内の開園がありますか。それとも新年度4月からの園児受け入れなのか。年度内に開所して園児を受け入れするのか。どういう計画を持っておられるのか聞かせてください。

それから、第2南風原保育園が地権者との関係で補助事業を下りたということですが、それによって待機児童が皆さんの予想としてどうなるのか。現在の待機児童が何名いて、その取下げによって待機児童がどう変わるのか予想するものがあったら教えてください。以上です。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。待機児童の解消についてですが、新設1園については、可能な限り4月1日開園に向けて取り組んでまいります。町全体としての待機児童解消については、平成29年度中に達成させていくという計画になっておりますので、これに沿って取組を進めてまいります。

第2南風原保育園の影響についてですが、計画は60人定員の保育園でございました。4月1日現在の待機児童は188人でありましたので、約3分の1を占めるぐらいの定員ではあります。ただ、取下げで次の計画がないというわけではなくて、町としては新たに公募いたします。計画のとおり進めていく予定ですから、当然あと1園整備しなければいけません。この1園についての公募を出します。また、第2南風原保育園でもその公募の時期に向けて基本設計をやり直しして、残った土地でできるかどうかなどいろいろ考えている

ところですので、再度応募してくる可能性もございます。とにかく、われわれとしてはもう一度、早い時期に公募してもう1園の選定に入りたいと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 園児の受け入れは来年の4月ですか。年度途中での園児受け入れではなくて、新年度4月からの受け入れと理解していいですか。年度途中で開所もあり得るかと思っておりましたが、それはないようですから、国の補助金が決定されていないようですからそういった意味で急いでいるのがどうしてか少し気になっていました。年度途中でやるつもりで補正予算を計上したのかということでしたが、それはどうでしょうか。新年度の園児募集と理解していいですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現時点、われわれの目標としては4月1日開園でございます。そういう目標でございますので、国のほうも内示は6月上旬に出すと言っております。受け次第すぐに事業着手するということができるれば、4月1日の開園に間に合うのではないかとということで目標にしております。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。7番 浦崎みゆき議員。

○7番 浦崎みゆきさん それでは、2点ほどお伺いいたします。新設1園の補助対象経費増によるという部分がありますけれども、これは新しくできた経費の対象の増なのか、または漏れていたのか、その増の要因を教えてください。

それから、第2保育園で申請取り下げということなのですが、それに伴って保育士が確保されていたと思うのですが、その保育士の行方と言いますか、他でも保育士不足が叫ばれていますのでそのへんへの手配とか配慮とか、保育士の状況はどうなっているのかお知らせください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。1点目についてです。新設保育園の当初予算で計上していた部分の補助の増額ということですが、これにつきましては国の補助基準額単価のアップがございました。そのアップの部分と新たに土地賃借料の加算が出てきまして、その分の増となっています。

2点目についてですが、第2南風原保育園ではまだ保育士等の採用はやっていないと。

その保育園がどう確保する予定であったかというそこまでわれわれは把握していない状況です。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第33号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これから議案第33号 平成28年度南風原町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第34号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長 宮城清政君 日程第7. 議案第34号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第34号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 平成28年度南風原町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億6,327万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,856万2,000円とする。2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。その内容等については担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議案第34号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について概要説明をいたします。お手元にお配りした資料をご覧ください。まず資料1でございます。今回の補正予算の主な理由としましては、平成28年5月16日現在執行状況におきまして、下記の歳入歳出差額一覧表の歳入の②執行済額です。50億1,532万7,000円に、③今後歳入として受け入れる見込額50万円を加えた④決算見込額50億1,582万7,000円から、歳出の②執行済額61億7,483万4,000円に③今後支出の見込額427万1,000円を加えた④決算見込額61億7,910万5,000円を差し引きした収支決算見込額がマイナス11億6,327万8,000円と赤字決算見込みになるため、出納整理期間内に平成28年度予算から平成27年度へ繰り上げてこれに充てる必要があるための補正となっております。

予算書歳入の説明でございます。6ページ。4款2項2目。財政調整交付金、1節。普通調整交付金11億6,327万7,000円の増は、歳入が歳出に不足するための調整額として計上しております。

歳出でございます。7ページ。12款1項1目。前年度繰上充用金、22節。補償、補填及び賠償金11億6,327万7,000円の増については、平成27年度に生じた歳入不足を平成28年度予算から繰上充用するものでございます。

資料2については、歳入歳出それぞれ款ごとの対前年度比較となっております。歳入では4款の国庫支出金が平成26年度に比べて1億2,671万2,000円の減となっております。この内容については、療養給付費負担金が8,154万7,000円の減、財政調整交付金が4,666万9,000円の減でこれが大きな要因となっております。それから、療養給付費交付金6,111万5,000円の減で退職被保険者にかかる療養給付費の減、それから老人医療費拠出金等の減によるものでございます。歳出の8款の共同事業交付金6億2,635万3,000円の増につきましては、高額医療費の共同事業が制度の改正によりまして6億4,516万4,000円の増となったことが歳入増の要因でございます。ほぼ同額が歳出の7款、共同事業拠出金で出るかたちになります。

それから資料3は、平成19年から平成27年の決算見込みまでの年度ごとの決算状況でございます。19年度決算におきましては赤字になっておりますが、前年度繰上充用金を除く歳入歳出差引額5,034万1,000円でこの時点では歳入超過となっております。しかし、平成20年からマイナスが続き、平成22年度でプラスになっておりますのは、国の交付金にさかのぼって追加があったことでこういう結果になっておりますが、平成20年度から現在までずっと厳しい状況となっております。以上のことから、平成27年度予算に対して平成28年から繰上充用を行うための補正予算でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会の付託を省略したいと思います。これに

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第34号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第34号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第34号 平成28年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第35号 山川桁下公園の指定管理者の指定について

○議長 宮城清政君 日程第8. 議案第35号 山川桁下公園の指定管理者の指定についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第35号 山川桁下公園の指定管理者の指定について 次のとおり指定管理者を指定する。1. 施設の名称 山川桁下公園。2. 指定管理者となる団体の名称 南風原町字山川区。3. 指定の期間 平成28年6月1日から平成30年3月31日までとする。提案理由としまして、山川桁下公園の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案いたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 議案第35号 山川桁下公園の指定管理者の指定について、補足してご説明いたします。この指定管理者制度について、本町においては平成18年から指定を開始しております。今回の山川桁下公園の指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの指定期間が終了したことによる、継続して南風原町字山川区に指定管理者として指定を行い管理していただくための議案の内容となっております。資料といたしまして、指定を受ける予定の団体から指定管理者指定申請書が提出されております。本来は3月の第1回定例会に提案を行い、議決後に平成28年4月1日から指定を行うべきであります。事務の引継ぎが十分でなかったことから2カ月の空白が生じたことに対し深くお詫び申し上げます。資料3の指定管理者施設一覧にありますよ

うに、他の施設の指定期間を平成30年3月31日に合わせて今後このようなことが生じないよう努めてまいりたいと思います。以上が、議案第35号の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第35号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。これから議案第35号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第35号 山川桁下公園の指定管理者の指定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9．承認第2号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認について

○議長 宮城清政君 日程第9．承認第2号 専決処分（南風原町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第2号 専決処分（南風原町税条例等の一部を改正する条例）の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

次のページをお願いします。専決処分については、3月31日に行っております。専決処分した理由につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布された。この法律改正に伴い、南風原町税条例等についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分しました。その内容等につ

いては、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 承認第2号 南風原町税条例等の一部を改正する条例について概要を説明いたします。今回、専決処分いたしました条例は、3条立てとなっております。本則である南風原町税条例の一部改正。第2条で13ページの南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。これは、平成26年条例第11号でございます。もう1本は、次のページの南風原町税条例等の一部を改正する条例で、これは平成27年条例第8号。この3本の改正となっております。税条例の内容については、お手元に配布いたしました縦書き資料です。これで今回の税条例の改正要点をご説明いたします。今回の地方税法改正の趣旨としましては、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする事と、地方創生の推進や税源の偏在性の是正などの観点から、法人住民税の法人税割の引下げ、医療費控除の特例の創設、更にこれは環境対策なのですが再生可能エネルギー推進のための固定資産税の特例、それからグリーン化機能の維持・強化する軽自動車税関連の環境性税割等の導入が、今回改正の大きな要点でございます。

まず1点目、個人住民税。これは特定一般用医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例です。以前は病院の診療、それから市販薬品について、所得10万円を超えた部分か所得の5パーセントのいずれか選択でした。今回の改正は、ご自身でちゃんと健康管理をなさっているという観点です。どういうことかと言いますと、健康診断や人間ドックなど適切に受診している方が市販薬、細かく指定分類されていますけれども市販薬を購入して自分で病気を治した方に1万2,000円を超える額を所得控除するというようになりかなり限度額が引き下げられています。そういったことが所得控除に適用されるというものです。ただ、両方はできません。今までの医療控除にするのか、この特例をするのか選択です。

2点目、法人住民税。これは先ほど概要で触れました税源の偏在性、いわゆる偏りです。法人の多い市町村には法人住民税が結構入ります。逆にそうではない市町村には法人住民税がかなり少ないということで、一旦この税率を現在の9.7パーセントから6パーセントに引き下げます。この3.7パーセントの部分が地方交付税の財源として編成されまして、偏在性をなくす観点から再分配されることとなります。

3点目、固定資産税の改正。現在のところ本町ではございません。電気事業者による再生可能エネルギー、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、こういった事業所が町内に施設を構えた場合、それらの施設に対して課税標準額を3分の2とするという軽減の措置でございます。

4点目、今回、改正が多いのがこの軽自動車税で、大きな改正部分が3点ございます。まず環境割が創設されます。これは今までの軽自動車取得税という購入した場合にかかけられていた税が、この下の表のとおり性能によって非課税になったり軽減されたりするとい

う税です。自動車取得税は県税でございましたが、一旦、自動車税と同様に県が徴収します。徴収した分を該当する市町村に交付するかたちです。そして、この徴収の額の5パーセントを県が事務手数料として取って、残り95パーセントが市町村に交付される制度です。住民税の逆のようなかたちですね。市町村が住民税を取って、県分を県に納めるというその逆です。これが環境性能割ということになります。一つの軽自動車税です。これまでの軽自動車税は、種別割という名称になります。名称の変更ですね。そしてもう1点、平成28年4月、1年に限ってということでグリーン化特例ということで、表のとおり電気自動車はこの金額、平成32年度燃費基準プラス20パーセントが達成されているものについてはこの金額というように、初年度に限ってこういった軽減措置があったということが平成29年度に新たに課税される車も1年延期をして適用されるという改正でございます。

それから5点目のその他でございますが、これは住民税の関係です。所得税の申告に伴って、一旦確定申告をして納税したものが仮に減額となります。それがまた増額した場合に、本来延滞金が今まで発生していたのですが、これが修正で一旦減ってもう一度増えた、いわゆる10だったものが4になって、最終的に7になった場合の話です。4と7の3の差、これには4になったところから延滞金が発生していたのですが、今回、7のところ徴収するという改正です。軽減される方向への改正であります。その他は今回の関係法令等による条ずれ、文言の修正となります。以上が、承認第2号の概要でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 宮城清政君 暫時休憩します。

休憩（午後0時05分）

再開（午後0時07分）

○議長 宮城清政君 再開します。質疑ありませんか。副町長。

○副町長 国吉真章君 先ほど提案の時に、専決処分理由の中で「地方税法等の一部を改正する等の法律」という表現がありますが、「する等の」は誤字だと思いつきにこの部分を飛ばして「改正する法律」と提案いたしました。担当に確認しましたら、記載のとおり「地方税法等の一部を改正する等の法律」ということでありますので、訂正をいたします。以上です。

○議長 宮城清政君 質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。承認第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第2号 専決処分(南風原町税条例等の一部を改正する条例)の承認について採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定しました。

日程第10. 承認第3号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について

○議長 宮城清政君 日程第10. 承認第3号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 承認第3号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

専決処分については、3月31日に行っております。その専決処分した理由については、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この政令改正に伴い南風原町国民健康保険税条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分をしたものです。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 承認第3号、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について概要をご説明いたします。お手元に承認第3号の資料をお配りしておりますので、ご覧ください。今回の改正につきましてはまず、保険税負担の公平の確保及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るための課税限度額の見直しです。それから、低所得者層

の保険税負担の軽減を図るための保険税の軽減判定所得基準の見直しとなっております。

まず1点目の課税限度額の見直しでございます。条例第2条第2項、第3項、第19条第1項関係の改正となります。内容としましては、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額を54万円と現行の52万円から2万円増額にすること、それから後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を19万円に改正。こちらは現行17万円から2万円増額となります。引上げ分で基礎課税分2万円、後期高齢者支援金分が2万円、介護に関しては今回改正ございません。課税限度額合計が4万円引き上げとなります。

2点目です。保険税の軽減判定所得基準の見直し。こちらは第19条第1項第2号、第3号関係となります。低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得、軽減するための軽減判定所得の基準を改正するものです。まず5割軽減についてですが、減額基準について被保険者数に乘すべき金額を26万から26万5,000円に5,000円アップしての改正となります。例で申し上げますと、3人世帯の場合、現行は基準額33万円に26万掛ける被保数3人ということで、判定所得としては111万円以下が5割軽減の対象となりましたが、改正後は5,000円アップとなりまして判定所得が112万5,000円ということで、その分、5割軽減を受けられる方が増えることとなります。もう1つが2割軽減の減額基準についての被保数に乘すべき金額を47万から48万に改正するものでございます。こちらも例といたしまして、3人世帯の場合、現行では所得が174万以下に対して2割軽減対象となりますが、所得が177万円まで拡大されまして、その分、2割軽減の適用を受ける世帯が増えることとなります。以上が、今回専決処分した南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって承認第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第3号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第3号 専決処分(南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

平成28年第2回臨時会

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は承認することに決定いたしました。休憩します。

休憩（午後0時20分）

再開（午後0時20分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○議長 宮城清政君 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

○議長 宮城清政君 これにて平成28年第2回南風原町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会（午後0時22分）